

堺市公報 第340号	令和6年11月29日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市事務分掌規則等の一部を改正する規則	
【総務局行政部行政経営課】	2
○堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	3
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	15
<公告>	
○堺市森林整備計画の案の縦覧について	
【産業振興局農政部農水産課】	16
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
<上下水道局公告>	
○下水道事業受益者負担金に係る負担区の変更について	
【上下水道局下水道管路部下水道管理課】	19

規 則

堺市事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第88号

堺市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(堺市事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市事務分掌規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3 保険年金課保険係(北区役所を除く。)の分掌事務を定める部分第1号及び同課保険年金係(北区役所に限る。)の分掌事務を定める部分第1号中「国民健康保険被保険者証、」を「国民健康保険資格確認書及び」に改め、「及び国民健康保険被保険者資格証明書」を削り、同課医療給付係(美原区役所を除く。)の分掌事務を定める部分第10号中「後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改め、同部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同課医療年金係(美原区役所に限る。)の分掌事務を定める部分第14号中「後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改め、同部分中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条 保険年金課長専決事項を定める部分第2号中「国民健康保険被保険者証、高齢者受給者証」を「国民健康保険資格確認書、国民健康保険高齢受給者証」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

(堺市公印規則の一部改正)

第3条 堺市公印規則(昭和42年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表国民健康保険被保険者等認印の項使用区分の欄第1号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同欄第5号中「限度額適用・標準負担額減額認定

書」を「限度額適用・標準負担額減額認定証」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第6号を同欄第5号とする。

(堺市区長事務委任規則の一部改正)

第4条 堺市区長事務委任規則(平成18年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

(堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部改正)

第5条 堺市区役所職員等の兼務に関する規則(平成18年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第89号

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童福祉法施行細則(平成8年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項中「受給者(」及び「をいう。)」を削り、「様式第4号の4(乙)」の次に「(以下「通所受給者証等」という。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(申請内容の変更の届出)

第3条の4の2 省令第18条の6第7項の規定による届出は、障害児通所給付費支給申請内容変更届出書(様式第4号の5の2)に通所受給者証等を添付して、行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、通所受給者証等の記載事項を変更した上で当該通所受給者証等を受給者に返還するものとする。

(通所受給者証等の再交付)

第3条の4の3 省令第18条の6第9項に規定する通所受給者証等の再交付の申請は、通所受給者証・肢体不自由児通所医療受給者証再交付申請書(様式第4号の5の3)により行わなければならない。

第3条の5中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第3条の5の2第1項中「様式第4号の5の2」を「様式第4号の5の4」に改め、同条第2項中「様式第4号の5の3」を「様式第4号の5の5」に、「通所受給者証又は肢体不自由児通所医療受給者証」を「通所受給者証等」に改める。

第3条の6中「第21条の5の9」を「第21条の5の9第1項」に改める。

第16条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第4項並びに」を「若しくは第4項又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第21条の5の20第1項又は法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更申請書（様式第26号の4）によるものとする。

第16条の4の3中「第5項」を「第6項」に改める。

様式目次中

「

4の5	障害児通所給付費却下決定通知書	3の4	2	
-----	-----------------	-----	---	--

を

」

「

4の5	障害児通所給付費却下決定通知書	3の4	2	
4の5の2	障害児通所給付費支給申請内容変更届出書	3の4の2	1	
4の5の3	通所受給者証・肢体不自由児通所医療受給者証再交付申請書	3の4の3		

に、

」

「

4の5の2
4の5の3

を

「

4の5の4
4の5の5

に、

」

」

「

26の3	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設・指定障害児相談支援事業者更新申請書	16	2	
------	--	----	---	--

を

」

「

26の3	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設・指定障害児相談支援事業者更新申請書	16	2	
26の4	指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更申請書	16	3	

に、

」

「

16	3
16	3
16	4
16	5

を

16	4
16	4
16	5
16	6

に改める。

」

様式第2号及び様式第3号中

「

障害児通所支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	階層	円	階層	円
---------	---	----	---	----	---

を

」

「

障害児通所支援	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	階層	円	階層	円
---------	---	----	---	----	---

に

」

改める。

様式第4号(乙)中

「

障害児通所支援 （ ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ）	を	障害児通所支援 （ ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ）	に
--	---	--	---

」

改める。

様式第4号の2中「医療型児童発達支援を」を「肢体不自由児通所医療を」に、

「

申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援		

を

「

申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援		

に

改める。

様式第4号の4（甲）中

「

	事業者確認印
年 月 日	
年 月 日	事業者確認印

を

「

年 月 日
年 月 日

に、

「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るものを」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」に改める。

様式第4号の4（乙）中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るもの（以下「肢体不自由児通所医療」という。）を」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」に、「5 医療型児童発達支援」を「5 児童発達支援」に、「、医療型児童発達支援に係る」を「、」に改める。

様式第4号の5の3を様式第4号の5の5とする。

様式第4号の5の2中「医療型児童発達支援を」を「肢体不自由児通所医療を」に、

「

	支援の種類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

を

」

「

	支援の種類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

に

」

改め、同様式を様式第4号の5の4とする。

様式第4号の5の次に次の2様式を加える。

(次の2様式 別記)

様式第4号の12を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第9号中

「

添付書類	妊娠証明書(母子健康手帳)・健康保険証 その他()
------	-------------------------------

を

」

「

添付書類等	妊娠証明書(母子健康手帳) 健康保険に加入していることが確認できるもの その他()
-------	--

に

」

改める。

様式第12号中「健康保険証」を「健康保険に加入していることが確認できるもの」に改める。

様式第26号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第26号の3中「(医療型児童発達支援の場合は、構造概要を含む。)」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第9号及び様式第12号の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市児童福祉法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市児童福祉法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第4号の5の2 (第3条の4の2関係)

障害児通所給付費申請内容変更届出書

堺市長 殿

年 月 日

次のとおり変更があったので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定者 (保護者)氏名 (自 署)		個人番号	
居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ		続 柄	
支給決定に係る 障 害 児 氏 名		生年月日	年 月 日
		個人番号	

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 支給決定者(本人) <input type="checkbox"/> 本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人との	
氏 名		関 係	
住 所	〒 電話番号		

変更事項 (該当に○をしてください。)	支給決定者等 に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童 に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

注意

- 1 変更した内容を証する書類を添付すること。
- 2 支給決定者(保護者)氏名欄において、支給決定者(保護者)が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第4号の5の3 (第3条の4の3関係)

通所受給者証・肢体不自由児通所医療受給者証再交付申請書

堺市長 殿

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の種類	1 通所受給者証	受給者 証番号	
	2 肢体不自由児通所医療受給者証		

フリガナ 支給(給付)決定 者(保護者)氏名 (自署)		生年月日	年 月 日
		個人番号	
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給決定に係る 障害児氏名		続柄	
		生年月日	年 月 日
		個人番号	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 支給(給付)決定者(本人) <input type="checkbox"/> 本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ 氏名	本人との 関係	
住所	〒 電話番号	

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他
	(具体的な状況)

注意

- 1 従前使用していた受給者証を添付すること(紛失を除く。)
- 2 支給(給付)決定者(保護者)氏名欄において、支給(給付)決定者(保護者)が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第4号の12（第3条の8関係）

児童福祉法の規定に係る利用者負担額災害等減免決定通知書

年 月 日

様

堺市長 印

年 月 日付けで提出のあった児童福祉法 { 第21条の5の11第1項
第21条の5の11第2項
第24条の5 } の規定に基づく

{ 障害児通所給付費
特例障害児通所給付費
障害児入所給付費 } の額の特例を受けるための利用者負担額災害等減免申請について、下記の

とおり決定したので、堺市児童福祉法施行細則 { 第3条の8第5項
第14条第2項において準用する
同規則第3条の8第5項 } の規定により

通知します。

記

受給者証番号	
申請者氏名	
支給決定に係る 障害児氏名	
決定年月日	
減免後負担上限額	負担上限月額 0円
適用年月日	
有効期限	
備考	

(教示)

【障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の場合】

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

【障害児入所給付費の場合】

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第26号(第16条関係)

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設 指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 { 主たる事務所：
の所在地：
名 称：
代表者の職・氏名：

児童福祉法 { 第21条の5の15第1項 } の規定により { 指定障害児通所支援事業者 } の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者(設置者)	名称又は氏名	(フリガナ)				
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号 ()		都 道 府 県	郡 市	
	連絡先	電話番号		ファックス番号		
	法人の種類				法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職 名			フリガナ	
				氏 名		
				生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	郵便番号 ()		都 道 府 県	郡 市	
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	事業所(施設)の名称	(フリガナ)				
	事業所(施設)の所在地	郵便番号 ()		大阪府堺市 区		
	指 定 申 請 を す る 事 業			既に指定を受けている事業等	備 考	
	事業の種類	事業開始予定年月日	添付する付表	年 月 日		
	児童発達支援(児童発達支援センター)	年 月 日	付表1			
	児童発達支援	年 月 日	付表2			
	放課後等デイサービス	年 月 日	付表4			
	居宅訪問型児童発達支援	年 月 日	付表5			
	保育所等訪問支援	年 月 日	付表6			
	多機能型	年 月 日	付表7			
共生型	年 月 日	付表8				
福祉型障害児入所施設	年 月 日	付表9				
医療型障害児入所施設	年 月 日	付表10				
同一施設内において行う事業等の種類			事業者番号			
備 考						

備考

- 「法人の種類」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。
- 「指定申請をする事業」の欄は、以下の要領で記入してください。
 - 今回申請をするものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 多機能型又は共生型の場合は、上記(1)に加えて多機能型は「多機能型」に、共生型は「共生型」に「◎」を記入してください。
- 「既に指定を受けている事業等」の欄には、同一所在地において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付されている場合に、該当する欄に「○」を記入し、その事業所番号等を別紙に記入してください。複数の番号を有する場合には、その全てを記入してください。

様式第26号の4 (第16条関係)

指定障害児通所支援事業者 変更申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

堺市長殿

申請者 { 主たる事務所の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 :

児童福祉法 { 第21条の5の20第1項 } の規定により、次のとおり指定の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。
第24条の13第1項

申請者 (設置者)	名称又は氏名	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号 ()	都道府県	郡市
	連絡先	電話番号	ファックス番号	
	法人の種類	法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所	郵便番号 ()	都道府県	郡市	
事業所の名称等	事業所(施設)の名称	(フリガナ)		
	事業所(施設)の所在地	郵便番号 ()	大阪府堺市 区	
	サービスの種類等	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児入所施設
	事業所(施設)の平面図及び設備の概要			
	従業者(従業員)の勤務の体制及び勤務形態			
	利用者の推定数			
変更する事項及びその内容	変更する事項		変更する内容	
	特定障害児通所支援の量(定員)	(変更前)		
	入所定員	(変更後)		
変更年月日		年 月 日		

備考

- 「法人の種類」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。

告 示

堺市告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ゆう薬局	堺市南区赤坂台2丁5番6号	薬局	令和6年11月1日
きたのだ薬局	堺市東区南野田131-4	薬局	令和6年11月1日
アップル薬局	堺市西区津久野町1-20-7 津久野モンテノビルディング102号室	薬局	令和6年11月1日
イルカ薬局 堺店	堺市堺区向陵中町3丁3-14	薬局	令和6年11月1日
アイン薬局 堺南店	堺市南区原山台2丁7番1号	薬局	令和6年11月1日
レモン薬局 田出井店	堺市堺区南田出井町4丁1番36号	薬局	令和6年11月1日
ニコニコあおぞら薬局	堺市北区東浅香山町3丁12番地	薬局	令和6年11月1日
スギ薬局 北野田店	堺市東区丈六183番地18 ダイエー北野田店1階	薬局	令和6年11月1日

堺市告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年11月29日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
一般社団法人飛信会 ふくろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12-2 1	病院・診療所	令和6年10月1日
ラビット高砂薬局	堺市堺区高砂町2-36-1	薬局	令和6年11月1日
ライトナース訪問看護 ステーション	堺市西区鳳西町1-89-15	訪問看護	令和6年11月1日
トラスト訪問看護ステ ーション	堺市堺区翁橋町1-9-1 シャルム堺101	訪問看護	令和6年11月1日
てげてげ訪問看護ステ ーション	堺市北区百舌鳥本町1-41 -4	訪問看護	令和6年11月1日
さんば訪問看護ステ ーション	堺市中区深阪3-3-12	訪問看護	令和6年11月1日

堺市告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ささら薬局ぷらすわん	堺市北区百舌鳥赤畑町3-204-3 るみなすみくに1階	薬局	令和6年11月1日
てんじん薬局	堺市東区日置荘原寺町107-1 クオリティコート101	薬局	令和6年11月1日
ニコニコあおぞら薬局	堺市北区東浅香山町3-12	薬局	令和6年11月1日
みんなの薬局 深阪店	堺市中区深阪2-16-44	薬局	令和6年11月1日
レモン薬局 田出井店	堺市堺区南田出井町4-1-36	薬局	令和6年11月1日
ビーナス訪問看護ステーション	堺市北区中長尾町3-4-23	訪問看護	令和6年11月1日

公 告

堺市公告第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき森林整備計画を立てたいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を公衆の縦覧に供する。

当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、堺市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 森林整備計画の名称
堺市森林整備計画

2 堺市森林整備計画の案の縦覧場所、縦覧期間及び意見書の提出先

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市産業振興局農政部農水産課

(2) 縦覧期間

令和6年11月29日から同年12月27日まで

(3) 意見書の提出先

堺市産業振興局農政部農水産課
所在地：堺市堺区南瓦町3番1号
電 話：072-228-6971



堺市公告第702号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

堺市長 永藤英機

（変更する利用料金）

令和6年度第3四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1 ソーセージロール作り	1,200円	12月
2 簡単に作れるパン&バター作り	1,200円	12月
3 ハーベストメロンパン作り	1,200円	12月

（新設する利用料金）

いちご収穫体験に伴う利用料金

メニュー	料金	期間

1	いちごパフェ教室	1,400円	令和7年1月から
2	いちごショートケーキ教室	1,300円	令和7年1月から
3	いちごパンケーキ教室	1,300円	令和7年1月から
4	いちごタルト教室	1,300円	令和7年1月から
5	いちごワッフル教室	1,300円	令和7年1月から
6	いちごアイスフロート教室	1,300円	令和7年1月から

堺市公告第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区稲葉一丁3032番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区鳳中町6丁213番地7 第2トモビル3F

山本 大志

大阪府堺市西区鳳中町6丁213番地7 第2トモビル3F

山本 尚子

堺市公告第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区浜寺船尾町東三丁384番9から384番15まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区福田46番地
株式会社誠建設工業
代表取締役 平岩 和人

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第185号

負担区の区域及び地積を次のとおり変更したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第3条第2項の規定により公告する。

その関係図面は、公告の日から7日間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 変更する負担区の区域及び地積
 - (1) 上之、大庭寺、片蔵、逆瀬川、高尾1丁、陶器北、梅、豊田、畑、菱木4丁、伏尾、美木多上、山田3丁及び山田4丁の各一部（合計1.75ha）を中央B負担区に編入する。
 - (2) 今井、黒山、小平尾、菅生、太井、大保、多治井及び平尾の各一部（合計3.58ha）を美原第7負担区に編入する。
- 2 変更後の負担区の区域及び地積

(1) 中央B負担区

ア 区域

石原町、泉田中、稲葉、岩室、上之、大野芝町、大美野、大森、大庭寺、片蔵、金岡町、釜室、上、北野田、草尾、草部、小阪、小代、逆瀬川、丈六、新家町、関茶屋、太平寺、高尾、高蔵寺、高松、田園、辻之、陶器北、梅、土塔町、富蔵、豊田、中茶屋、中村町、楢葉、西野、野遠町、野々井、土師町、畑、鉢ヶ峯寺、原田、八田寺町、八田北町、八田西町、八田南之町、東八田、東山、日置荘田中町、日置荘西町、日置荘原寺町、菱木、檜尾、平井、深井中町、深井畑山町、深井東町、深井水池町、深阪、福田、伏尾、別所、菩提町、堀上町、美木多上、三木閉、南野田、南花田町、見野山、八下町、山田及び和田の各一部並びに八下北の全部

イ 地積

2,000.93ha

(2) 美原第7負担区

ア 区域

阿弥、石原、今井、大饗、北余部、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、青南台1丁目、太井、大保、多治井、丹上、平尾、菩提及び南余部の各一部

イ 地積

187.68ha